

# .外国への日本人研究者派遣事業

# 外国への日本人研究者派遣事業

## 第1．派遣事業の目的

国内の若手日本人研究者を外国の研究機関及び大学等に派遣してエイズ対策に関する研究を行わせ、その成果をわが国のエイズ対策研究に反映させる。

## 第2．対象となる日本人研究者

エイズ対策研究事業の研究代表者又は研究分担者（若手育成枠は除く）が推薦する研究代表者又は研究分担者と同一所属機関の若手研究者（リサーチ・レジデントは除く）。

## 第3．派遣期間

会計年度を単位とする1ヶ年の期間のうち原則として6ヶ月間程度とする。なお、これにより難しい場合は、その理由を申請書の該当欄に明記するものとする。

## 第4．エイズ対策研究推進事業運営委員会

エイズ対策研究推進事業運営委員会においては、募集、選考について検討するほか、1年に1回研究実績を評価する。また、必要に応じて、研究進捗状況を評価することがある。

## 第5．財団が負担する費用

この事業で財団が負担する費用は次のとおりである。

- (1) 航空賃.....出発地の空港から到着地の空港までの往復の航空賃
- (2) 日 当.....国家公務員に準じて支給
- (3) 宿泊料.....国家公務員に準じて支給
- (4) 支度料.....国家公務員に準じて支給
- (5) 雑 費.....出入国税及び空港施設使用料等
- (6) 研究費
- (7) 海外旅行傷害保険料.....派遣期間を保険期間とする海外傷害保険料

## 第6．費用の積算方法

外国へ派遣する日本人研究者を次の2ランクに分類し、各ランクに応じて積算するものとする。  
なお、国家公務員については、在職する等級号俸に基づき国家公務員旅費法に定める基準により積算することができるものとする。

Aランク.....(1) エイズ対策研究の分野において、顕著な功績を有する者

(2) エイズ対策研究機関の長又はこれに準ずる者

Bランク.....エイズ対策研究野において優れた研究を行っているものであって、上記以外の者

1. 航空賃は、次のとおりとする。  
 Aランク………ビジネスクラス  
 Bランク………エコノミークラス

2. 支度料は次のとおりとする。

| ランク  | 3ヶ月以上    | 1ヶ月以上3ヶ月未満 |
|------|----------|------------|
| Aランク | 123,200円 | 104,720円   |
| Bランク | 94,330円  | 80,180円    |

3. 雑費は、出入国税及び空港施設使用料の必要な場合に、実費を支給する。

4. 日当及び宿泊料は、次のとおりとする。

| ランク  | 区 分   | 指定都市    | 甲 地 方   | 乙 地 方   | 丙 地 方   |
|------|-------|---------|---------|---------|---------|
| Aランク | 日 当   | 8,300円  | 7,000円  | 5,600円  | 5,100円  |
|      | 宿 泊 料 | 25,700円 | 21,500円 | 17,200円 | 15,550円 |
| Bランク | 日 当   | 6,200円  | 5,200円  | 4,200円  | 3,800円  |
|      | 宿 泊 料 | 19,300円 | 16,100円 | 12,900円 | 11,600円 |

この表の日当は、1日当たりの単価を示し、宿泊料は1夜当たりの単価を示す。

外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く航空機による旅行の日の日当は、丙地方の額とする。

同一地方に長期に滞在する場合の日当及び宿泊料は、滞在日数30日までは100%、31日から60日までは90%、61日以上は80%の支給率を乗じた額とする。

指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方とは、それぞれ次のとおりである。

ア. 指定都市

シンガポール、ロスアンゼルス、サンフランシスコ、ニューヨーク、ワシントンDC、ジュネーブ、ロンドン、パリ、モスクワ、アブダビ、ジェッダ、クウェート、リアド、アビジャン

イ. 甲地方

(ア) 北米地域：北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く）グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島、グアム

(イ) 欧州地域：ヨーロッパ大陸（乙地方の地域を除く）アイスランド、大ブリテン、マルタ、サブラス

(ウ) 中近東地域：アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ、レバノン、パレスチナ

ウ. 乙地方

(ア) 旧ソビエト連邦諸国（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ベラルーシ、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、リトアニア、ラトビア、モルドバ、モスクワを除くロシア）

旧東欧諸国（アルバニア、チェコ、スロバキア、ハンガリー、ブルガニア、ポーランド、ルーマニア、旧ユーゴスラビア（クロアチア、スロヴェニア、ボスニア・ヘルゼゴヴィーナ、セルビア、マケドニア））

(イ) インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む）

大韓民国、香港

(ウ) 大洋州地域：オーストラリア、ニュージーランド、ポリネシア海域、ミクロネシア海域、メラネシア海域

エ．丙地方

(ア) アジア地域（本邦を除く）：アジア大陸（乙地方の地域を除く）、インドネシア、フィリピン、ボルネオ

(イ) 中南米地域：メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島

(ウ) アフリカ地域：アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島、セイシュル諸島

(エ) 南極地域：南極大陸

## 5．研究費

外国へ派遣される日本人研究者には、1人当たり100万円の範囲内で研究費を支給することができる。ただし、特段の理由がある場合には、1人当たり支給額を100万円を超え、300万円の範囲内とすることができる。

## 6．海外傷害保険料は、補償限度額を次の表とする海外傷害保険にかかる保険料とする。

| 死亡・後遺症   | 傷害治療費   | 疾病治療費   | 疾病死亡     | 救護者費用   |
|----------|---------|---------|----------|---------|
| 40,000千円 | 3,000千円 | 3,000千円 | 10,000千円 | 2,000千円 |

## 第7．費用の支給方法

費用の支給は、航空賃、海外旅行者傷害保険料及び雑費(出入国税等)を除いて、すべて派遣研究者の指定する銀行口座(日本国内)に送金することによって行うものとする。各費用の支給は次のとおり。

- (1) 航空賃は、原則として財団において往復の航空券を手配し、旅行代理店を通じて派遣研究者に交付する。
- (2) 支度料は、財団で算定した額を支給する。
- (3) 雑費は、出入国税及び空港施設使用料等が必要な場合に、実費を支給する。
- (4) 日当及び宿泊料は、財団で算定した額を支給する。
- (5) 研究費は、派遣研究者の研究費交付申請書に基づき、財団で算定した額を支給する。
- (6) 海外傷害保険料は、財団において傷害保険の加入の手続きを行い、加入した傷害保険の保険証書は、代理店を通じて派遣研究者に交付する。

## 第8．派遣に係る手続き等

### 1．応募の方法

外国への日本人研究者派遣事業に応募する研究代表者は、次に掲げる書類を財団に提出する。

- (1) 派遣申請書 (様式1)
- (2) 履歴書(派遣研究者) (様式2)

- (3) 派遣承諾書（派遣研究者）（様式3）
- (4) 派遣推薦書（研究代表者又は研究分担者）（様式4）
- (5) 派遣承諾書（所属機関の長）（様式5）
- (6) 派遣外国旅行行程調書（様式6）
- (7) 派遣機関からの招へい状
- (8) 派遣機関からの招へい状の日本語訳

応募申請の採用の可否について、財団は申請者・派遣研究者・派遣研究者の所属する機関の長に、文書で通知するものとする。

なお、財団からの採択通知を受理した派遣研究者は、財団に派遣費用振込預金口座届出書（様式7）を15日以内に提出するものとする。

## 2．研究費に係る手続き

研究費の交付を受けようとする場合には、派遣研究者は財団に「派遣研究費交付申請書」（様式8）及び派遣研究費所要額調（別添）を派遣出発日の遅くとも1ヶ月前までに提出する。

## 3．派遣期間等の変更をする場合の手続き

派遣期間及び派遣先を変更しようとする場合には、派遣研究者は派遣期間開始日の1ヶ月前までに「派遣期間等変更申請書」（様式9）及び「派遣外国旅行行程調書」（様式6）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

## 4．派遣を中止する場合の手続き

派遣を中止する場合には、派遣研究者は事前に「派遣中止申請書」（様式10）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

## 第9．研究成果の報告等

1．派遣研究者は派遣期間終了後1ヶ月又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに「派遣研究実績報告書」（様式11）及び「派遣研究費決算報告書」（様式12）等（但し、派遣研究費を交付された場合のみ）を財団に提出しなければならない。

2．財団は、研究成果の報告を刊行物等などにより公表することができる。

3．派遣された研究者が、派遣による研究成果を発表する場合には、財団及び派遣先機関等の承諾を得ると共に、当該研究が財団のエイズ対策研究推進事業の日本人研究者派遣事業によるものである旨を明記しなければならない。

## 第10．その他

本事業採択後において、財団が指示する書類の提出及びその期限を守らないなど、事業の円滑な実施に支障を来す者については、採択の取り消しを行うこともありますので十分留意して下さい。